

釜石市中小企業振興資金融資制度

【融資対象者の範囲】

- ① 市内に居住し、店舗又は事務所を有し申請時において原則として1年以上同一の事業を営んでいること
- ② 納期の到来した市税を完納していること
- ③ 信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
- ④ 開業資金、経営安定資金の融資対象者については、下記※3、※4をご覧ください。

令和6年4月1日

融資の条件							市による助成		償還及び返済方法	取扱金融機関
融資利率	信用保証料	据置期間	資金種類	融資限度額	資金使途	融資期間	利子補給率	保証料補給率		
融資期間が3年以内の場合 2.70%	0.45% ～1.70% (9段階)	1年以内	小口資金	1,250万円	運転使途	7年以内	1.00%	0.25% ～1.20% (9段階)	償還は、原則として割賦返済とし、融資金の返済窓口は、取扱金融機関とする	・岩手銀行 ・北日本銀行 ・東北銀行 ・宮古信用金庫 以上金融機関の市内各支店
					設備使途	10年以内	1.75%			
中口資金			3,750万円	運転使途	7年以内	1.00%				
				設備使途	10年以内	1.75%				
開業資金			1,250万円	運転使途	7年以内	1.00%				
				設備使途	10年以内	1.75%				
経営安定資金	2,500万円	運転使途	10年以内	1.00%						
融資期間が3年超10年以内の場合 2.90%										

※1 小口資金・中口資金を併用した場合の融資限度額は3,750万円、小口資金・中口資金・開業資金及び経営安定資金を併用した場合の融資限度額は5,000万円です。

※2 信用保証料については、融資の際に岩手県信用保証協会が決定し、市はその保証料に応じて0.25%～1.20%の間で補給を行います。

※3 開業資金の融資対象者は、上記「融資対象者の範囲」中の②及び③の要件を満たし、また、申請時において市内に住所を有し、新たに事業を遂行できる見通しがあると認められる事業者となります（詳細についてはお問い合わせください）。

※4 経営安定資金の融資対象者は、上記「融資対象者の範囲」中の①及び②の要件を満たし、また、金融機関に対し経営改善計画書を提出した方で、以下の要件のいずれかに該当する事業者となります。

- ・直近3か月の平均売上高が、前年同時期の平均売上高に比較して10%以上減少している
- ・直近の経常利益が欠損であるもの
- ・最近の売上高対経常利益率が前年と比較して低下しているもの
- ・最近の流動比率及び当座比率等資金繰り関連諸比率が悪化しているもの
- ・取引先が倒産し、経営が不安定なものと認められるもの
- ・中小企業信用保険法第2条第5項の各号に定める特定中小企業者として、市長の認定を受けたもの